

品川又は日常生活用具給付等事業に係る協定書

有限会社 品川用具

(署名)

第1条 この協定は、品川区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）が、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」および財が定める「日常生活用具給付等事業運営要綱」に基づき、日常生活上の便宜を図るための用具（以下「用具」という。）を必要とする障害者および障害者の保護者（以下「障害者等」という。）に対し、用具の給付または貸与（以下「用具の給付等」という。）をおこなうため、必要な事項を定めるものとする。

(日常生活用具の給付等)

第2条 甲は、障害者等からの申請に基づき、用具名および用具の基準額、利用者負担額、公費負担額をそれぞれ決定し、「日常生活用具給付券」（以下「給付券」という。）を障害者等へ交付した場合は、乙に対して必要な事項を通知しなければならない。

2 乙は、障害者等から給付券の提示があったときは、前項の通知に記載された用具の給付等を行い、取扱説明等を行わなければならない。

3 乙は、取付完了時に障害者等から受領確認を得た給付券を受け取るものとする。また、給付券に利用者負担額が記載されているときは、乙は障害者等からこれを徴し、徴収金を交付しなければならない。

4 乙は、用具の給付等の履行完了後、障害者等の過失による損傷および火災または地震等の責に帰すべきでない事由による場合を除き、9月以内に生じた損傷について現状に復する責を負うものとする。ただし、ストンプ用具、紙おむつ等、思込型人工鼻についてはこの限りでない。

5 乙が居宅生活活動援助用具（小規模改修）の給付にない、住宅改修を実施した場合に、工事完了後、甲は現地調査等を行い、工事の進捗状況が適当であるか確認する。その際、工事進捗状況が認められた場合には、甲は乙に対し改善を命じることができる。また、障害者等が工事計画の内容を著しく変更して乙に工事を指示したことが明らかに認められた場合、甲はこの事業の給付を取り消すことができる。

6 前項の規定により給付を取り消した場合、乙に損害が生じたとしても、甲はその責に負わないものとする。

7 乙は、用具の給付等にあたっては、差別的取扱いをせず、親睦行事にしなければならない。

(公費負担額の請求等)

第8条 乙は、公費負担額を甲に請求する場合、第2条1項に規定する通知に記載された公費負担額を請求するものとする。その際、請求書に障害者等から受領確認を得た給付券を添付し、甲に提出するものとする。なお、実際に給付した用具が用具の基準額に満たなかった場合、甲は給付に要した費用に相当する額から利用者負担額を控除した額を公費負担額とする。

9 乙は、前項の規定に基づく請求を受理した場合は、履行内容および請求金額等を確認の上、公費負担額を支払わなければならない。

(給付の停止)

第9条 乙は、用具の給付等に関する取扱いおよび関係書類を、その交付した日から5年間保管し、甲の請求に応じたときは、いつでも提示しなければならない。

代表者印

<契印>

契約書製本テープ部分下欄（表裏2か所）に代表者印を押印してください。

（各ページの綴じ目には押印不要です）

(署名等)

第3条 甲は乙に対して、この協定の実施に関する必要な報告を徴し、説明を求めることができる。

(協定の取消等)

第4条 甲は、次の場合には乙に対して一方的にこの協定を取り消すことができる。

- (1) 甲において、乙が完全に必要な協定書を送付することが困難であると認めるとき
- (2) 乙が、正当な理由なくして本協定書に反したとき
- (3) 乙が、本協定書の履行につき不当な行為を行ったとき
- (4) 乙が、不正行為等により行政処分または処分を受けたとき

2 前項の規定により本協定を取り消したことにより乙に損害が生じた場合において、甲はその責を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第5条 乙は、個人情報の保護にあたっては、別紙「個人情報を取り扱う委託契約の特記事項」の委託者としての責務を遵守するものとする。

(不利利用の徴収等)

第6条 乙はこの協定によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(協定の更新)

第7条 この協定書に定められた事項は、協定が締結された場合の取扱いについては、別紙甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から翌年5月31日とする。

(自動更新)

第11条 この協定の有効期間の終了1月前までに協定当事者のいずれか一方より何等かの意思表示のないときは、協定の終期の翌日において同とう1年間順次協定を更新したものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、双方当事者押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都品川区広町二丁目1番30号

品川区

代表者 品川 区長 濱 野 健

乙

東京都品川区広町〇丁目〇番

有限会社 品川用具

取締役 品川 太郎

代表者印

貴社名、代表者氏名、所在地を記入の上、代表者印を押印してください。